

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

介護と福祉の調査機関おきなわ

②評価調査者研修修了番号

③施設名等

名 称：	愛隣園	
施設長氏名：	上江洲肇	
定 員：		46 名
所在地（都道府県）：	沖縄県	
所在地（市町村以下）：	島尻郡与那原町字与那原 2 9 4 3 番地	
T E L：	098-945-2819	
U R L：	http://www.airin-en.com/	
【施設の概要】		
開設年月日	1953/9/1	
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 基督教児童福祉会愛隣園	
職員数 常勤職員：		37 名
職員数 非常勤職員：		8 名
有資格職員の名称（ア）	保育士	
上記有資格職員の人数：		9 名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉主事	
上記有資格職員の人数：		9 名
有資格職員の名称（ウ）	管理栄養士	
上記有資格職員の人数：		1 名
有資格職員の名称（エ）	社会福祉士	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（オ）	調理師	
上記有資格職員の人数：		3 名
有資格職員の名称（カ）	臨床心理士	
上記有資格職員の人数：		2 名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体 1 6 部屋（2 ホーム）地域小規模 1 1 部屋（3 箇所）	
施設設備の概要（イ）設備等：	食堂	
施設設備の概要（ウ）：	浴室 洗面所 トイレ	
施設設備の概要（エ）：	集会室	

④理念・基本方針

- 1) 私たちは神と隣人を愛し奉仕する
- 2) 私たちは利用者の人格を尊重し権利を擁護する
- 3) 私たちは利用者の自立を支援する
- 4) 私たちは地域福祉を推進する

⑤施設の特徴的な取組

〈人的サービス面〉

- 1) 当該施設の仕事の魅力を養成校や面接で伝える様に努力している
- 2) 給与、手当等の待遇の見直し
- 3) 勤務の工夫（補助員、夜勤専門員などの活用）

〈設備・環境面〉

- 1) 地域小規模児童養護施設の展開等
- 2) タイムカード、日誌のICT化
- 3) オンラインによる外部会議、研修参加設備の整備

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/11/29	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/3/25	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度	

⑦総評

◇特に評価が高い点

1. 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を行い、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

個々の子どもの状況に対応できる社会資源として、学校、医療機関、児童相談所、アフターケア相談室にじのしずく、行政機関、消防、警察、商工会議所等連携している。子ども一人ひとりのニーズに応じて地域クラブへの参加等を支援し、また与那原大綱引きや、独自のTシャツを作成して与那原こども祭りには参加させている。学校の就労の経験（キャリアアップ）に参加できなかった子どもに、商工会議所や近隣の店舗で受け入れられるよう施設で支援している。町内の社会福祉法人連絡会に施設長が参加し、子どもにとって良い地域環境となるためのネットワーク作りを町や社協に働きかけ共通の問題の解決に向けた協働の取組をしている。連絡会パンフレットや事業計画、広報紙を配布して説明している。施設の体育館やグラウンド、駐車場を地域の保育園や幼稚園、消防署に開放し、空手サークルや子ども剣道の練習場所（子どもの居場所）として体育館を毎週提供している。

2. 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

子どもからの意見や相談については、を「権利ノート」やリーフレットで説明し、第三者委員の氏名と電話番号が記載され、低学年の子どもにも配慮して漢字にルビがふられている。今年度からアドボケイト事業が毎週実施され、子どもたちは、外部の相談者と面談する機会を得ている。個別面談は会議室等でプライバシーに配慮し実施され、進路決定には施設長との相談も行われている。日々の様々な子どもからの要望を職員が受け止め、個別で解決できる案件は職員と相談して解決し、子ども同士のトラブルは子ども同士で解決できるよう支援している。施設では個人のゲーム機を個人で管理できないルールがあるが、子どもから自分で管理したいとの要望があり、職員会議で個人管理に向けての話し合いが行われ、子どもの意欲を引き出せるような個別ルール（生活リズムを守る、部活を続けるなど）の条件を達成し継続していることから個人でのゲーム管理ができるようにしている。

3. 運営の透明性を確保するための情報公開が行われ、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

ホームページで理念や経営方針、概要や現況報告、養育・支援の内容や事業計画、事業報告、予算・決算情報、広報誌（愛隣園ニュース）等が公開され、第三者評価の評価結果は県のホームページで公開されている。苦情・相談の体制や内容、対応状況についても公開し、事務決裁規則や経理規程を整備し、年度ごとに職務分掌を定めている。毎年、監事による内部監査を実施し、結果を理事会へ報告している。経理は総務課長が月次試算表を作成し、年2回の税理士監査支援を受けており、補正予算の仕分け等の助言を受けている。

◇改善が必要な点

1. 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定し、事業計画は、子どもや保護者等に周知し、理解を促すことが望まれる。

中・長期計画は、建設計画だけでなく、施設の設備や備品の整備や修繕工事等を年度ごとに計画内容として設定することで、中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が可能になることから、中・長期計画の策定の検討、及び単年度計画への反映が望まれる。事業計画は、子どもや保護者への周知と説明について、周知・説明が望まれる。

2. 職員一人ひとりの育成に向けた取組が望まれる。

施設長と養護課長が年1回、必要な職員に対して面談を行っているが、「期待する職員像」達成のため、職員一人ひとりに自らの目標（目標項目、目標水準、目標期限）を設定させ、職員が設定した目標について、進捗状況や目標達成度の確認のため、年2回の面談の実施が望まれる。

3. 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が望まれる。

子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記し、居室への立ち入りや手紙の開封、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、その規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援の実施が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

施設の歴史を生かした地域との関わりや子どもたちの意見表明などを継続して取り組み、地域に恩返しできる事業展開も模索していきたい。また、こどもたちや保護者に対して事業計画などを分かりやすく周知・説明ができるようにしていきたい。

改善点として挙げられた生活場面も含めた中長期計画の策定、職員一人ひとりの目標設定と評価、こどもたちのプライバシー保護に関するマニュアルづくりを整備したい。

第三者的な視点で気付けなかったことも多く、第三者評価項目を活用した自己チェックも含め一年に一度の自己評価を検討していきたい。

第三者評価 自己評価シート（児童養護施設）

共通

評価項目				評価結果
I 養育・支援の基本方針と組織				
I-1 理念・基本方針				
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。				
1	① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。			b
	着眼点	○	1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
		○	2	理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
		○	3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
		○	4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
			5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
		○	6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
コメント		■取組状況 法人の事業計画には基本理念、経営理念、経営方針が明記されている。基本理念は各所に掲示され、職員の行動規範として基本方針と整合性が保たれている。倫理綱領は会議室に掲示され、理念や基本方針は採用時および全体会議で周知されている。 ■改善課題 子どもや保護者に対して、理念、基本方針をわかりやすい資料を作成し、説明、周知することが望まれる。なお倫理綱領は見やすい字の大きさに期待したい。		
I-2 経営状況の把握				
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。				
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。			b
	着眼点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。
		○	2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。
		○	3	子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
		○	4	定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。
	コメント		■取組状況 社会福祉事業の動向は、児童養護施設協議会や県児童養護施設長部会を通じて把握し、地域の動向は「地域の子育て応援プラン」等を活用している。会計責任者は総務課長が担い、月次試算表を作成し、翌月末までに理事長へ提出している。税理士の指導を年2回受け、年間のコスト分析や入所・退園状況の分析を事業報告書に記載している。 ■改善課題 施設（法人）の経営環境や課題を把握し分析が望まれる。	

評 価 項 目					評価 結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。				b
	着 眼 点	○	1	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
		○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
		○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
			4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント		■取組状況 経営課題への取組として、今年度の事業計画に働き方改革、非常勤職員の処遇改善、小規模グループケアの検討、財政改善、人材確保、職員研修の強化を明示している。人材確保は養成校訪問による説明会を実施し、職員研修は経験年数ごとの研修マニュアルを作成している。課題を示した事業計画は理事会で承認され、法人および施設の事業計画を毎年作成し、職員に周知している。 ■改善課題 経営課題の解決・改善に向けて具体的な推進計画を明示し取組むことが望まれる。			
I－3 事業計画の策定					
I－3－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。					
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。				a
	着 眼 点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
		○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
		○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		○	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 法人の中・長期計画は事業計画の一部として策定され、小規模グループケア設置、体育館改築、ケアニーズ子ども養育施設設置を含む。計画は2024～2029年を期間とし、数値目標や人員計画を設定している。小規模グループケア設置は2020年の沖縄県社会的養育推進計画に基づき進められている。小規模化・地域分散化の取り組みとして、2014年に男子用施設を開設し、2年後に女子用施設、2022年に男子用3施設を開設している。体育館改築に関する収支計画では建設費と資金計画を明示し、2020年策定の計画は見直しが行われている。 ■改善課題 中・長期計画は、建設計画だけでなく、施設内の設備や備品、及び改修工事等の具体的な事項の設定にも期待したい。			
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。				c
	着 眼 点		1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	
			2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
			3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
			4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		■取組状況 中・長期計画を反映する単年度の事業の計画がない。 ■改善課題 中・長期計画は、建設計画だけでなく、施設の設備や備品の整備や修繕工事等を年度ごとに計画内容として設定することで、中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が可能になることから、中・長期計画の策定の検討、及び単年度計画への反映が望まれる。			

評価項目				評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。			a
	着眼点	☐ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
		☐ 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
		☐ 3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
		☐ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
		☐ 5	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	
	コメント		■取組状況 事業計画は、施設長が2月に素案を作成し、養護会議や各ユニットで検討後、理事会で決定し、全体会議で周知している。計画には事業目的や運営改善、本年度の養護目標など11項目を設定し、具体的支援目標として日常生活等17項目を明示している。週間・年間行事予定も示され、職員間の共通理解が図られている。年度ごとに見直しを行い、前年度の事業報告と各ユニットの子どもの状況報告を理事会に提出し、議決を受けている。 ■改善課題 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて、時期や手順の作成に期待したい。	
7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。			c
	着眼点	☐ 1	事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	
		2	事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
		3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
		4	事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
	コメント		■取組状況 事業計画はホームページで掲示され、保護者には毎月園だよりを送付して周知している。事業への参加については、面会時や送迎時に声掛けを行い、電話等で参加を促している。行事については、子どもには各ホームで説明を行っている。 ■改善課題 事業計画は、子どもや保護者への周知と説明について、周知・説明が望まれる。	

評 価 項 目					評価 結果
I－4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組					
I－4－（１） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。					
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。				b
着 眼 点	☐	1	組織的にP D C Aサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。		
	☐	2	養育・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。		
	☐	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
	☐	4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。		
コメント		■取組状況 施設の第三者評価を定期的の実施し、結果や課題を踏まえてP D C Aサイクルに基づく改善を行い、支援の質の向上に取り組んでいる。 ■改善課題 社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年についても、全国社会福祉協議会版を使用して自己評価が義務となっていることから毎年実施し、評価結果による課題を確認し、P D C Aサイクルにもとづいて改善策の実施が望まれる。			
9	② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。				b
着 眼 点	☐	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。		
	☐	2	職員間で課題の共有化が図られている。		
		3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
		4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
	☐	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 前回の第三者評価結果を受け、具体的な改善策が実施されている。「職員一人ひとりとの定期的な個別面談」については、施設長が年1回3月に面談を実施し、職員の意見や要望を運営に反映させている。また、「各ホーム間の日々の情報共有」については、コロナ禍の影響を受けていたが、現在は毎日の朝会や月2回の養護会議を実施し、情報共有が行われている。 ■改善課題 毎年自己評価を実施し、評価結果に基づく改善課題の改善策や改善計画をP D C Aサイクルに基づいて策定する仕組みが望まれる。			

評 価 項 目					評価 結果
Ⅱ 施設の運営管理					
Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ					
Ⅱ－１－（１） 施設長の責任が明確にされている。					
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。				a
	着 眼 点	☐	1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
		☐	2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。	
		☐	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。	
		☐	4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
	コメント		■取組状況 施設長は、施設の経営・管理に関する方針と取組を事業計画で表明し、全体会議や新任職員研修等で周知している。施設長の役割と責任は運営規程や職務分掌事項で明確にされ、広報誌「愛隣園ニュース」に毎年7月に理事長、3月に施設長の挨拶が掲載されている。有事における施設長の役割と責任は非常災害計画に基づき、養護課長が権限委任等の役割分担を明示している。		
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。				a
	着 眼 点	☐	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	
		☐	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
		☐	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
		☐	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
	コメント		■取組状況 施設は、法令遵守のために就業規則で不正行為の禁止を明示し、施設長自らも取引事業者との適正な関係を維持している。法令遵守の観点から、児童福祉法や権利擁護ガイドラインなどを新任職員研修で周知し、毎月の消防訓練や職員健康診断、消防設備点検などにも取り組んでいる。施設長は災害時業務継続計画策定推進研修やセミナーに参加し、法令遵守に関する具体的な取組を行っている。また、ハラスメント防止や労働基準法改正を反映した就業規則を職員に周知し、遵守を促進している。 ■改善課題 法定研修とされる虐待防止、ハラスメント防止、個人情報保護法、感染症及び防災BCP研修等を毎年職員に対して実施することに期待したい。		

評 価 項 目					評価 結果
Ⅱ－１－（２） 施設長のリーダーシップが発揮されている。					
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。				b
着 眼 点	☐	1	施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。		
	☐	2	施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
	☐	3	施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
	☐	4	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
	☐	5	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		
	☐	6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。		
コメント		■取組状況 養育・支援の質の向上に向けて、施設は3年に1回第三者評価を受審し、評価結果に基づき具体的な改善策を実施している。課題に対しては、職員との定期的な個別面談を施設長が年1回実施し、意見や要望を運営に反映させている。また、情報共有の仕組みとして毎日の朝会や月2回の養護会議を実施し、課題解決を図っている。職員の教育・研修の充実にも注力し、県外研修や県内研修を通じて職員の専門性向上を図っている。 ■改善課題 社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年については、全社協版の自己評価を毎年実施し、定期的、継続的に評価・分析を実施し、改善にむけてPDCAサイクルによる取組が望まれる。			
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。				a
着 眼 点	☐	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。		
	☐	2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
	☐	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
	☐	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
コメント		■取組状況 経営改善と業務の実効性向上として、事務分掌により施設長が総責任者となっている。労務や財務は総務課長と養護課長が管理している。職員の働きやすい環境づくりのため、地域小規模で6人体制（主任、指導員又は保育士4人、夜勤1人）を整備し、本体グループでは5時～10時まで2人体制を実施している。また、処遇特別加算や学習指導費加算、指導員特別加算などを基に人員配置を行い、業務の効率を向上させている。県単独事業「こころサポート事業」を受託し、経営改善に取り組んでいる。法人としては毎月の法人管理者会議で意思決定を行い、支援の取組について議論している。			

評 価 項 目					評価結果
Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成					
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。					
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。				a
	着 眼 点	☐	1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
		☐	2	養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
		☐	3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
		☐	4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	
		☐	5	（5種別共通） 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
	コメント		■取組状況 職員研修マニュアルを整備し、福祉人材育成の基本方針や研修目的、習得すべき専門性、研修内容を明確にしている。研修は6つのレベル（入職全前職員、新任職員、中堅職員、上級職員、基幹職員、施設長）に分け、全職員が8つの領域（人材育成の基本、倫理、子どもの権利擁護、知識、支援技術、チームアプローチ、家族支援、里親支援）をレベルごとに受講するプログラムが設定されている。新任職員オリエンテーションや研修内容、OJTの期間が明記されており、採用活動については複数の媒体の活用や専門学校、養成機関等への説明に力を入れている。処遇特別加算などの職員を採用し、効率的な運営を行っている。		
15	② 総合的な人事管理が行われている。				b
	着 眼 点	☐	1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
			2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
			3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
		☐	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
		☐	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	コメント		■取組状況 総合的な人事管理について、施設は「期待する職員像」を基本調査票に明示し、就業規則に採用に関する規定があり、職員採用マニュアルに基づいて面接等が実施されている。配置、異動、昇進・昇格に関する人事基準は明確ではないが、運営規程で定められた職種に応じて、昨年度10月に給与規程を整備し、給与規程や賞与、定期昇給が規定されている。手当として役付手当、子ども手当、資格手当、通勤手当等があり、非常勤職員にも同一労働・同一賃金で賞与や定期昇給が規定されている。 ■改善課題 職員の採用は就業規則で定めているが、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準を明確にし、基準に基づいた成果や貢献度の評価を実施することが望まれる。		

評 価 項 目					評価 結果
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。					
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。				a
着 眼 点	☐	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。		
	☐	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。		
	☐	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。		
	☐	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。		
	☐	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。		
	☐	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。		
		7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。		
	☐	8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。		
コメント		■取組状況 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。就業規則により施設長と課長職が管理監督者として規定され、勤務管理システムで総務課長や養護課長が、有給休暇や時間外労働の状況を把握している。職員の健康管理は健康診断やがん検診、インフルエンザ予防接種の補助で行い、相談窓口も両課長が対応している。年休取得義務や時間単位年休、リフレッシュ休暇、産休・育休明けの勤務配慮など、ワーク・ライフ・バランスにも配慮している。福利厚生として沖縄県社会福祉協議会共済会及び日本医療機構社会福祉施設職員退職金制度や、福利厚生センターに加入し、再雇用制度も整備されている。定期昇給や賞与が規定され、給与体系の見直しを行い、働きやすい職場づくりを進めている。 ■改善課題 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、改善に向けた取り組みに期待したい。			
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。					
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。				c
着 眼 点	☐	1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。		
		2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。		
		3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。		
		4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。		
コメント		■取組状況 「期待する職員像」を作成し、第三者評価調査に向けた基本情報に記載している。 ■改善課題 施設長と養護課長が年１回、必要な職員に対して面談を行っているが、「期待する職員像」達成のため、職員一人ひとりに自らの目標（目標項目、目標水準、目標期限）を設定させ、職員が設定した目標について、進捗状況や目標達成度の確認のため、年２回の面談の実施が望まれる。			

評 価 項 目				評価 結果
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。			b
着眼点		1	施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○	2	現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 職員の資質向上のため、人材育成体系を整備し、8領域および経験レベル別に研修内容を設定している。研修マニュアルには、子どもの権利擁護や家族支援など7項目の専門性を明示している。施設外研修は計画に基づき実施し、受講後に復命書を提出し会議で報告している。施設内研修では、精神科医が参加するケース検討会議を毎月開催し、初任者研修は専用カリキュラムに沿って実施している。施設外研修計画や内容は、復命書を基に職員の希望を考慮し毎年見直している。 ■改善課題 ホーム毎の研修計画を作成しているが、組織として「期待する職員像」を明示した研修計画の作成、及び計画に基づいた研修の実施が望まれる。		
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。			b
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	○	6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
コメント		■取組状況 職員の資格取得状況は、資格証明書の提出により把握している。新任職員研修はカリキュラムに沿って、理念・規程・法制度・児童養護施設運営ハンドブック・各種マニュアル等を説明し、OJTを実施している。日常業務は主任が指導し、職員は専門職種や階層別の研修を受講している。外部研修情報は全体会議で提供し、受講機会を確保している。基幹的職員を配置し、研修修了者を主任に任命しスーパービジョン体制を構築している。施設長や養護課長、主任が職員の相談に対応し、精神科医によるケース会議を毎月実施している。 ■改善課題 外部研修のカリキュラムに位置づけられている苦情解決セミナーや子どもの虐待防止セミナー、並びにハラスメント防止等の法定研修も含めた年間研修計画の作成、及び計画に基づいた研修の実施が望まれる。		

評 価 項 目						評価結果
Ⅱ－２－（４） 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。						
20	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。					a
着眼点	☐	1	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。			
	☐	2	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。			
	☐	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。			
	☐	4	指導者に対する研修を実施している。			
	☐	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。			
コメント		■取組状況 実習生の研修・育成のため、実習指導マニュアルを整備し、基本姿勢を明記している。受入れ窓口は養護課長で、実習指導者は主任が担当し、指導者研修を受講した上で保育士および社会福祉士援助技術実習生を受け入れている。実習開始時にオリエンテーションを実施し、守秘義務誓約書を提出させている。職員には全体会議で事前説明し、子どもには掲示で周知し、オリエンテーションの日に顔合わせしている。保育実習では観察実習、責任実習、養護日誌記録等のプログラムが用意されている。昨年度は社会福祉士援助技術実習の受入れに向け、学校と連携し、施設見学、ワーク、行政手続き、自立支援計画の作成・発表を含むプログラムを作成して実習生を受け入れている。 ■改善課題 子どもと職員への事前説明について、マニュアルへの追記に期待したい。				
Ⅱ－３ 運営の透明性の確保						
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。						
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。					a
着眼点	☐	1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。			
	☐	2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。			
	☐	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。			
	☐	4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。			
	☐	5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。			
コメント		■取組状況 ホームページで理念・経営方針・事業計画・事業報告・予算決算情報等を公開し、第三者評価の結果も県のホームページで公開している。苦情・相談の対応状況及び透明性を確保している。施設長は町内の社会福祉法人連絡会に参加し、広報紙や事業計画を配布して説明している。卒園者の意向を受け、地域啓発のため体育館で保護猫活動のレ・リアンマルシェを開催し、福祉バザーも地域への周知のため案内紙の配布や、新聞広告を活用して実施している。広報紙等は年度初めに自治会や学校等へ配布し、地域との連携を強化している。 ■改善課題 第三者評価結果に基づく改善・対応状況についても公開することに期待したい。				

評 価 項 目					評価 結果
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。				a
着 眼 点	○	1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。		
	○	2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。		
	○	3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。		
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。		
コメント		■取組状況 公正かつ透明性の高い経営・運営のため、事務決裁規則や経理規程を整備し、年度ごとに職務分掌を定めている。各種規程や権限・責任は採用時や年度初めの全体会議で職員に周知している。毎年、監事による内部監査を実施し、結果を理事会へ報告している。経理は総務課長が月次試算表を作成し、年2回の税理士監査支援を受けており、補正予算の仕分け等の助言を受けるが、指摘事項は特にない。			
Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献					
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。					
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。				b
着 眼 点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。		
	○	2	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。		
	○	3	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。		
	○	4	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。		
	○	5	(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。		
コメント		■取組状況 地域との関わりについての基本方針を事業計画に明記し、与那原っ子まつり等各種地域行事への参加を通じて交流を深めている。地域住民が子どもを見守り、登下校時の交通整理や美容室との交流が定着している。卒園生主導の保護猫活動やバザーには地域のボランティアも関与し、支援体制を構築している。「つなひき無料塾」と学習支援や居場所づくりをしている。進学支援として県社協の貸付制度を活用し、学習機会の確保に努めている。自然体験活動への参加を促し、逞しさを育むとともに、職員は地域クラブの活動を支援している。地域小規模施設では友人の訪問時に玄関先での対応を認めている。 ■改善課題 学校の友人等が遊びに来た場合、グラウンド等屋外での活動支援が望まれる。			

評 価 項 目					評価 結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。				b
着 眼 点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。		
		2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。		
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。		
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。		
コメント		■取組状況 ボランティア受入れの基本姿勢と手続きは「ボランティア受け入れマニュアル」に明記されている。学習ボランティアを週1回受け入れており、事前に文書で説明を行い、登録用紙と守秘義務誓約書を提出させた上で、子どもや職員との顔合わせを実施している。毎年の福祉バザーには町商工会女性部や町赤十字奉仕団がボランティアとして協力している。 ■改善課題 地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化、及び子どもと職員への事前説明について、マニュアルへの追記が望まれる。			
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。					
25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。				a
着 眼 点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。		
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。		
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。		
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。		
	○	5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		
コメント		■取組状況 関係機関の一覧を事務室に掲示し、職員間で共有することで、個々の子どもの状況に応じた支援を実施している。自立支援計画に基づき、地域クラブへの参加を促すなど、適切な社会資源の活用を図っている。児童相談所とは年2回のケア会議を開催し、施設長は町内の社会福祉法人連絡会に参加している。担当職員は学校行事に参加し、情報共有を強化している。ケース会議や個別支援会議を通じ、関係機関と連携し、共通課題の解決に向けた取り組みを進めている。施設長の働きかけにより、町社協を中心とした社会福祉法人連絡会が発足し、地域課題やまちづくりについてのアンケートを実施し、その集計結果をまとめている。			

評 価 項 目					評価 結果
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。					
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。				b
着 眼 点	○	1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。		
	○	2	施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。		
	○	3	地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。		
コメント		■取組状況 地域のニーズや課題を把握し、連携・協働して公益事業に取り組むことを目指す町内の社会福祉法人連絡会に施設長が参加し、地域の福祉ニーズを収集している。施設長は、ショートステイやトワイライトステイの必要性について行政と相談している。連絡会では地域課題や安心して生活するためのまちづくりに関するアンケートを実施し、その結果を集計している。また、商工会青年部と連携して、地域の学習支援や夜間保育などのニーズを把握している。施設では、地域イベントの場として体育館やグラウンドを提供し、地域の子育て家庭への支援として、児童相談所や福祉事務所の紹介も行っている。 ■改善課題 リーフレット等に子どもに関する相談に応じることの追記が望まれる。			
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。				b
着 眼 点	○	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。		
		2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。		
	○	3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。		
	○	4	施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。		
	○	5	地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。		
コメント		■取組状況 地域の保育園や幼稚園、消防署に体育館やグラウンド、駐車場を開放し、空手サークルや子ども剣道の練習場所として毎週提供している。また、地域小規模の子どもたちと職員は、毎月自治会の清掃活動に参加し、大綱引きや与那原っ子まつり、浴衣まつりなどにも参加している。創立70年記念シンポジウムを地域住民と共に開催し、主任が地域の保育士養成校で実習向けの講演した事例がある。こころサポート事業では里親やファミリーホーム向けに里親サロンを定期開催し、発達障害への理解や養育・支援ノウハウを提供している。体育館とグラウンドは災害時の一時避難場所となっている。 ■改善課題 把握した地域の具体的な福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動を計画に明示して取り組むことが望まれる。			

評 価 項 目					評価 結果
Ⅲ 適切な養育・支援の実施					
Ⅲ－１ 子ども本位の養育・支援					
Ⅲ－１－（１） 子どもを尊重する姿勢が明示されている。					
28	① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。				b
	着 眼 点	☐	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。	
		☐	2	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。	
			3	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
		☐	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
		☐	5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	コメント		■取組状況 施設は「人格を尊重し権利を擁護する」理念を明示し、倫理綱領を掲示している。児童の権利擁護に注力している。児童相談所との連携により、入所時に権利ノートを配布し、読み合わせを行っている。職員は研修を受けて権利擁護の理解を深め、沖縄県版権利擁護ガイドラインを用いている。また、毎週のアドボケート事業や地域活動を通じて、子どもたちの成長と人間関係の構築を支援している。 ■改善課題 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢を明記した個々の支援の標準的な実施方法（マニュアル）の作成、及び子どもの権利ノートの毎年の活用、人権擁護のためのチェックリスト実施後は集計・分析して活用することが望まれる。		
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。				c
	着 眼 点		1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
			2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
		☐	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
		☐	4	子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
	コメント		■取組状況 施設は職員による権利擁護研修を実施し、プライバシーに配慮した養育・支援に努めている。小学生以上は2人部屋を基本とし、相部屋は、ダンスやベッドの配置で個別のプライバシーを確保する工夫が施され、中高校生は1人部屋の対応もあり、地域小規模には個室のホームもある。子どもには入所時に権利ノートを通じてプライバシーについて説明している。また、CAP子どもワークを実施し、必要に応じて人との距離感やプライバシー保護について保護者にも説明している。 ■改善課題 プライバシーに配慮した養育・支援の手順書（プライバシー保護マニュアル）の作成が望まれる。地域小規模についても子どものプライバシーへの配慮を検討することに期待したい。 着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。		

評価項目				評価結果
Ⅲ－１－（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
30	① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。			b
	着眼点	☐ 1	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
		☐ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
		☐ 3	施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
		☐ 4	見学等の希望に対応している。	
		☐ 5	子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
	コメント		■取組状況 施設は子どもや保護者向けに、施設情報や日課を分かりやすく説明したリーフレットを提供している。リーフレットはQ&A形式で作成され、漢字にルビを付け、写真やイラストを使用している。入所予定者には児童相談所での説明とともに、施設内で養護課長がリーフレットを用いて説明し、必要に応じて居室見学にも対応している。また、リーフレットは適宜見直されている。 ■改善課題 施設における守秘義務、虐待防止、苦情対応等の重要事項を記載した資料及び入所のしおり等の作成が望まれる。	
31	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。			b
	着眼点	☐ 1	子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
		☐ 2	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
		☐ 3	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
		☐ 4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
	コメント		■取組状況 入所時には、児童相談所による説明と保護者の同意を得て、書面で記録を残している。子どもが不安を感じないよう、食事を共にしながら他の子どもたちを紹介し、その後権利ノートの読み合せを行っている。自立支援計画は、学校や関係機関と連携し、子どもや保護者へのヒアリングを通じて作成し、説明と同意を得ている。意思決定が困難な子どもや保護者等の場合は、児童相談所と情報を共有し、施設見学や関係機関との連携を通じて支援を行っている。また、特性のある子どもには職員が独自の資料を用いて説明を行うことがある。 ■改善課題 入所にあたっての手順書（意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についての手順を含む）の作成が望まれる。自己決定が可能な子どもについては入所時及び自立支援計画の同意を得ることが望まれる。	

評 価 項 目					評価 結果
32	③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。				b
着 眼 点	○	1	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。		
		2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した <u>手順と引継ぎ文書</u> を定めている。		
	○	3	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。		
		4	施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。		
コメント		■取組状況 養育・支援において、家庭復帰支援は家庭支援専門相談員が担当し、自立支援員は高校3年生を対象に「にじのしずく」と協働で支援を行っている。家庭復帰が可能な場合、本人の同意のもとで家庭訪問や面談、外出・外泊を実施し、ケース会議で児童相談所と協議している。措置変更や家庭への移行は児童相談所が決定し、学校や地域協議会と連携して支援している。家庭復帰時には必要な書類を引き継ぎ、退園後も家庭支援専門相談員と自立支援員が相談窓口を担当し、卒園後も相談できることを説明している。 ■改善課題 退園にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めること、及び退園後の相談方法や担当者について説明した内容を記載した文書を渡すことが望まれる。			
Ⅲ－１－（３） 子どもの満足の向上に努めている。					
33	① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。				b
着 眼 点	○	1	子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。		
	○	2	子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。		
	○	3	職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。		
		4	子どもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとでの検討会議の設置等が行われている。		
		5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。		
コメント		■取組状況 毎年実施する嗜好調査に基づき、子どもたちの食に対する思いを把握し、メニュー改善を行っている。職員は個別のコミュニケーションや児童集会を通じて意見を聴取し、必要に応じて課題解決に向けた対応を行っている。また、門限緩和や携帯所持に関する要望に対して、ホーム会議と養護会議で検討し、昨年から高校1年の早い時期に携帯を所持できるように条件緩和するため規程の改定を行っている。 ■改善課題 食に対する満足度調査に加え、子どもの生活状況に関する満足度調査を実施し、子ども参画のもとで検討会議を行い、養育・支援の質向上に繋げることが望まれる。			

評 価 項 目					評価結果
Ⅲ－１－（４） 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。					
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。				a
着眼点	○	1	養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。		
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し、説明している。		
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。		
	○	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。		
	○	5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。		
	○	6	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。		
	コメント		■取組状況 苦情解決のための規程を整備し、施設長が責任者、養護課長が受付担当、2名の第三者委員を専任している。施設内には沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを掲示している。入所前には児童相談所で相談窓口が記載された「権利ノート」を活用して説明され、入所時には第三者委員の連絡先を記載したリーフレットで子どもや保護者に説明している。意見箱には記入用紙と筆記用具を設置し、対応方法を記載した文書も掲示し、第三者委員会は今年度から3か月ごとに開催し、苦情や要望に対応し、結果は手紙や掲示で子どもに返答している。また、苦情等は法人のホームページで公開され、個人情報には配慮されている。		
35	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。				a
着眼点	○	1	子どもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。		
	○	2	子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。		
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。		
コメント		■取組状況 子どもが相談できる窓口として、入所前に「権利ノート」で説明し、入所時に子ども用と保護者用のリーフレットを配布している。リーフレットには第三者委員の氏名と電話番号が記載され、低学年の子どもにも配慮して漢字にルビを振っている。沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターが施設内に掲示され、周知が行われている。今年度からアドボケイト事業が毎週実施され、子どもたちは意見箱に面談希望用紙を投函し、外部の相談者と面談する機会を持っている。また、不定期に児童集会を開き、子どもの意見を反映させてイベントの運営方法を決定している。個別面談は会議室や医務室でプライバシーに配慮し実施され、進路決定には施設長との相談も行われている。			

評 価 項 目					評価 結果
36	③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。				b
着 眼 点	○	1	職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。		
	○	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。		
	○	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。		
	○	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。		
	○	5	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。		
		6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 苦情解決の規程を整備し、第三者委員会を定期的に開催して、子どもからの相談や意見に迅速に対応している。職員は日常的に子どもからの相談・意見を聞き取り、ホーム会議や養護会議で共有・検討を行っている。各ホームに設置された意見箱には記入用紙と筆記用具を準備し、子どもの意見を積極的に収集している。予算を伴う要望には時間がかかることを職員が説明しており、携帯電話の許可の年齢引き下げや門限緩和、弁当代の増額などの要望を受けて、携帯電話の所有年齢は改正され、高校1年生の6月から所持可能となり、弁当代は増額されている。 ■改善課題 苦情対応マニュアルについて定期的な見直しが望まれる。第三者評価の子どもアンケート結果への対応に期待したい。			
Ⅲ－１－（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。					
37	① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。				b
着 眼 点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。		
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。		
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。		
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。		
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。		
		6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 児童の健康管理・安全管理・防火管理の責任者は施設長で、屋外遊具や園内設備の営繕管理は養護課長が担当している。事故・事件対応マニュアルと園児の危機対応マニュアルが整備され、職員に周知されている。主に学校での部活動中の怪我が報告され、経過は個別記録としてシステムで共有されている。刃物等の危険物は職員室の鍵付き倉庫で管理され、事故については施設長が全体会議で注意喚起が図られている。自傷行為の対応については、令和5年に外部講師による研修が実施され、令和6年度にも心理士による所内研修が行われている。園庭や遊具、施設内の安全は月次の避難訓練時に点検され、日常的に修繕が行われている。 ■改善課題 事故予防のため、事例を基に職員参画で要因分析と改善策を検討し、事故報告書には合議内容が確認できる様式の作成や、怪我の経過を確認できる記録を添付する工夫が望まれる。また、事故未然防止の観点からヒヤリハットの取り組みが期待される。			

評価項目			評価結果
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
着眼点	☐ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	☐ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	
	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	☐ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	☐ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
コメント		■取組状況 感染症対策において、児童の健康管理は養護課長の役割として職務分掌に明記され、感染症対応マニュアルとコロナウイルス対応マニュアルが整備され、職員に周知されている。マニュアルには職員の衛生管理や感染症予防措置が明記され、児童にはタオルの個別化や手洗い・うがいの励行、室内の換気等を行っている。インフルエンザ予防接種が全児童に実施され、職員には接種促進のための助成が行われている。感染症発生時には自立訓練室を活用している。 ■改善課題 感染症対策として担当者等を設置し、定期的に感染症予防や安全確保に関する勉強会等を実施することが望まれる。	
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
着眼点	☐ 1	災害時の対応体制が決められている。	
	☐ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」（BCP）を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	3	子ども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	☐ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
コメント		■取組状況 非常災害対策計画が整備され、施設長を統括責任者とした災害時対応体制が確立されている。当該施設は海拔123メートルに位置し、地域の避難場所として体育館とグラウンドを開放している。令和7年4月1日施行に向けた事業継続計画（案）が作成され、緊急時連絡網が掲示されている。職員や保護者との連絡体制が整備され、安否確認ができる仕組みが整っている。また、備蓄リストには食糧や医薬品、情報機器、照明、冷暖房資材等が管理者によって整備されている。 ■改善課題 災害時の子どもの安否確認について、昨年4月の津波警報時の子どもたちの避難状況等を分析し、子ども一人ひとりの安全を確保するための連絡体制の整備や、地域小規模の避難訓練の実施が望まれる。	

評価項目			評価結果
Ⅲ－２ 養育・支援の質の確保			
Ⅲ－２－（１） 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、養育・支援が実施されている。		b
	着眼点	☐ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
		☐ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
		☐ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		☐ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	コメント		■取組状況 児童養護施設愛隣園では、標準的な実施方法として、規程や多数のマニュアル（自立支援計画作成マニュアル、事故対応マニュアル等）が整備されており、子どもの尊重や権利擁護の姿勢が明記されている。事業計画に基づき、17項目の支援目標に沿った養育・支援が行われ、実績報告では一人ひとりの子どもの成長や課題を反映し、振り返りがされている。新任研修では、各種マニュアルや権利擁護ガイドブックや養護施設ハンドブック等を用いた研修とOJTが行われ、個別記録とホーム会議を通じて、月2回の振り返りと年2回のモニタリングの実施で自立支援計画の評価・見直しを行っている。 ■改善課題 標準的な実施方法にプライバシー保護に関する姿勢を明示すること、及び基本的生活習慣の確立に向けて、具体的な指導方法のマニュアルの整備が望まれる。
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		b
	着眼点	☐ 1	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
		☐ 2	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
		☐ 3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
		☐ 4	検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
	コメント		■取組状況 養育・支援の標準的な実施方法は、月2回のホーム会議と年2回のモニタリング会議を通して検証・見直しが行われている。事業計画の支援目標及び内容は年度末に検証され、必要に応じて見直しされている。児童の携帯電話使用に関する意見を受け、ホーム会議や養護会議で議論を行い、「児童の携帯電話使用に関する規程」と「アルバイトに関する規程」を見直している。 ■改善課題 養育・支援の標準的な実施方法について、検証・見直しに関する時期やその方法を定め、検証・見直しにあたり自立支援計画の内容が必要に応じて反映されることが望まれる。

評価項目			評価結果
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。		b
着眼点	☐	1	自立支援計画策定の責任者を設置している。
	☐	2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	☐	3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	☐	4	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
	☐	5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	☐	6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。
	コメント ■取組状況 自立支援計画策定の責任者は施設長として、職務分掌に明示されている。児童自立支援計画作成マニュアルに基づき、子ども一人ひとりの計画策定手順が定められている。入所時には児童相談所が子どもの状況を把握し、その内容に基づいて養育・支援を開始している。入所後は、面接や説明を通じて自立支援計画を保護者と共有し、その後は専門職や関係機関と連携し解決すべき課題等について協議している。定期的なモニタリングや施設ケア会議を基に半年ごとに自立支援計画が見直され、進路などについて子どもの意向と同意を踏まえて作成している。支援困難ケースについては、ケース会議や事例検討会を開催し学校や児童相談所等とも連携して対応をしている。 ■改善課題 年2回のモニタリング時に、子ども一人ひとりの解決すべき課題を把握するためのアセスメントシート等を作成することが望まれる。		
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。		b
着眼点	☐	1	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
	☐	2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	☐	3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	☐	4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	☐	5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	コメント ■取組状況 児童自立支援計画作成マニュアルが整備され、養育・支援の確認フローチャートが作成されている。年2回のモニタリング後、アセスメントを実施し、ケース会議を開催して自立支援計画を半年ごとに作成。計画はネットワークシステムで情報共有され、職員に周知されている。措置変更時には緊急にケース会議を開催して対応している。 ■改善課題 自立支援計画の評価・見直しにおいては、標準的な実施方法に反映すべき事項や養育・支援を十分に実施できていない内容等、養育・支援の質の向上に関わる課題を明確にし、養育・支援の質の向上に結びつく取組が望まれる。		

評価項目			評価結果
Ⅲ－２－（３） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
44	① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a
着眼点	☐	1	子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。
	☐	2	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
	☐	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	☐	4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	☐	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
	☐	6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。
	コメント ■取組状況 子どもの身体状況や生活状況の記録は、ネットワークシステムで統一された様式に基づき、関係職員が記録する仕組みが整備されている。自立支援計画の短期目標に沿った養育・支援が記録で確認でき、記録内容の一貫性が保たれている。自立支援計画や個別記録は養護課長、施設長が決済し、ネットワークシステムで管理され、職員間で情報共有されている。定期的にホーム会議や養護会議、施設ケア会議が開催され、部門間での情報共有に取り組んでいる。		
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		b
着眼点	☐	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	☐	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	☐	3	記録管理の責任者が設置されている。
	☐	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	☐	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	☐	6	個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。
	コメント ■取組状況 社会福祉法人基督教児童福祉会愛隣園として、個人情報管理規程が整備され、理事長が管理責任者となり、保管、廃棄、情報提供について規定されている。職員は採用時と退職時に守秘義務の誓約書を提出し、違反者には罰則が規定されている。入職時に個人情報管理規程の研修を受け、外部からの問い合わせ対応についても周知されている。苦情・照会の受付窓口は庶務担当者が担い、迅速な対応を行うことが明記されている。子どもには権利ノートで個人情報保護について説明され、保護者にも入所時に説明が行われている。 ■改善課題 入所後に継続的に子どもや保護者に個人情報の取り扱いについて説明し、個人情報利用について同意書を得ることや、個人情報管理規程第16条の（教育）に基づき、定期的に職員を対象とした研修を行うことが望まれる。		

評 価 項 目					評価結果	
A－1　子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援						
A－1－（１）　子どもの権利擁護						
46	A①	①　子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。				b
	着 眼 点	☐	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		
		☐	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。		
		☐	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。		
		☐	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。		
		☐	5	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。		
	コメント		■取組状況 子どもの権利擁護については、沖縄県版権利擁護ガイドラインを使用して、職員に理解を促進している。ガイドラインに基づき、児童虐待防止や意思表示の仕組み作り、再発防止に取り組まれており、意見箱や第三者委員を通じて児童の苦情対応を行っている。毎週のアドボゲイト活動や職員研修、権利擁護チェックリストを活用し、権利侵害の防止と虐待早期発見に取り組んでいる。また、就業規則で入所児童及び保護者の職業・民族性・貧富等に対して差別的待遇をしてはならないことが定められ、差別的待遇の禁止や思想・信教の自由について配慮し保障されている。 ■改善課題 子どもの権利擁護について、養育・支援内容や施設での決まり事等の入所時の説明や権利ノートの毎年の説明、及びプライバシー保護の規程・マニュアルの整備、権利擁護チェックリストの集計・分析が望まれる。（児童養護施設運営指針）			
A－1－（２）　権利について理解を促す取組						
47	A②	①　子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。				b
	着 眼 点	☐	1	権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。		
		☐	2	子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。		
		☐	3	職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。		
		☐	4	子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。		
		☐	5	年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。		
	コメント		■取組状況 施設では、入所時に権利ノートや事業案内リーフレットを活用し、権利の理解を深めている。入所後も権利ノートの読み合わせや「こども六法」を用いて周知している。また、児童間性暴力シンポジウムや子ども虐待防止講習会、CAP研修を実施し、アドボカシー職員説明会も開催されている。職員は、日々の養育・支援の中で、子どもに自他を大切にすることを伝え、思いやりを持って行動する姿勢を育んでいる。 ■改善課題 全ホームで毎年権利ノートの説明を行い、子どもの意向に配慮した発言の場を確保するため、定期的なこども会議の開催の検、及び改善課題については、子ども参画のもとで検討会議の開催が望まれる。			

評 価 項 目					評価結果
A－１－（３） 生い立ちを振り返る取組					
48	A③	① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。			a
	着眼点	☐	1	子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
		☐	2	事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	
		☐	3	伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
		☐	4	事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	
		☐	5	子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
		☐	6	成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。	
	コメント		■取組状況 生い立ちの振り返りは、子どもの発達状況や家庭環境に応じて慎重に対応し、卒園前には児童相談所と連携して伝えている。伝達方法には職員会議等で確認し、個別配慮がされ、職員が1対1で伝える場合や、施設長も参加して複数の職員で対応する場合がある。プライバシーに配慮し、職員部屋や会議室、園長室を活用している。また、卒園後の肉親探し等は「にじのしずく」と連携して支援している。アルバム作りやライフストーリーブック作成にも取り組んでおり、子どもの意見を反映している。		
A－１－（４） 被措置児童等虐待の防止等					
49	A④	① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。			a
	着眼点	☐	1	体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。	
		☐	2	不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
		☐	3	子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	
		☐	4	被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	
		☐	5	被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	
	コメント		■取組状況 職員による体罰や不適切な対応は、ガイドラインや「運営規程」第20条に明記されており、虐待が発覚した場合、就業規則に基づいて処分される仕組みが整備されている。不適切な発言や体罰を発見した際には、その場で適切な対応を伝え、ガイドラインに基づいて対応している。子どもが自分を守るための知識や方法は、CAPセンター主催のワークショップを通じて提供されており、職員は研修後に報告書を提出し、ホーム会議で共有している。職員はガイドラインに基づき、チェックシートで子どもとの関わりを確認し、届け出や通告があった場合のフローチャートを整備し、不利益を受けることのない仕組みが徹底されている。虐待通告制度のポスターを掲示して、子どもが自ら訴えやすい環境を整備している。 ■改善課題 罰則規定の詳細について、明記を期待する。		

評 価 項 目						評価結果
A－１－（５） 支援の継続性とアフターケア						
50	A⑤	① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。				a
	着眼点	○	1	子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。		
		○	2	入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。		
		○	3	子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。		
		○	4	家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。		
コメント		■取組状況 子どもの生活のつながりを重視し、入所や退所時の気持ちに配慮して支援している。入所初日は職員と園児全員が温かく迎え、必要な日常品を整え受け入れ準備を行っている。転校時には前学校からの手紙を届け、家庭復帰に向けては福祉専門職や関係機関と連携して支援会議を実施している。				
51	A⑥	② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。				b
	着眼点	○	1	子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。		
		○	2	退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。		
			3	退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。		
		○	4	行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。		
		○	5	本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。		
			6	退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。		
コメント		■取組状況 退所後の支援は、社会生活に必要な基本的習慣と知識の習得に向けて行われており、アフターケア担当者や職員が継続的に相談を受けている。自立支援として、アパート契約や行政手続きの同行支援、進学や就職支援が行われ、運転免許取得助成金も活用されている。自立訓練部屋で家事や家計管理の訓練を実施し、退所後も定期的な連絡を通じて支援を続けている。民間団体「にじのしずく」との連携で自立支援プログラムや就職相談会が提供され、退所者との継続的な支援が行われている。 ■改善課題 退所者に電話連絡等を行い、就業や生活状況等を把握した記録を作成し、必要に応じた支援の整備や、退所者が集まれる機会や園の職員や子どもとの交流する機会を設けることが望まれる。				

評価項目				評価結果
A-2 養育・支援の質の確保				
A-2-(1) 養育・支援の基本				
52	A⑦	① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。		b
	着眼点	☐ 1	職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	
		☐ 2	子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	
		☐ 3	子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	
		☐ 4	子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	
		☐ 5	子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
	コメント		■取組状況 職員は児童相談所からの情報をもとに子どもの生育歴や感情を理解し、適切に対応している。自立支援計画に基づき、子どもの様子や職員のかかわりを記録し、全職員が子どもの変化に気づける体制になっている。トラブルが発生した場合、職員間で支援内容を見直し、子どもに寄り添った支援が行われている。職員への信頼に関する自己評価は22.7%、施設職員から大切にされているとの子どもアンケートの回答は62.9%で、考えを話しやすい大人がいると答えた割合は57.0%であった。 ■改善課題 基本的欲求の充足について、自らの感情を表出できない子どもの思いを受け止められるような取り組みが望まれる。	
53	A⑧	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。		b
	着眼点	☐ 1	子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	
		☐ 2	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	
		☐ 3	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	
		☐ 4	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	
		☐ 5	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	
		☐ 6	夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	
	コメント		■取組状況 職員は子どもの変化に気づくため、送迎時や放課後に個別の関わりを行い、地域小規模では「〇〇カフェ」を設置し、子どもが話しやすい環境を整えている。子どもの要望に耳を傾け、誕生日を大切にし、夕食時に子どもの要望のケーキを用意し、誕生日外出では職員と二人での外食と買い物の時間が確保され、1対1の個別的な関わりをしている。生活のルールや時間の管理についても、子どもと職員が一緒に話し合い、調整をしている。また、低学年児童には絵本の読み聞かせや添い寝、高学年児童には要望に応じた添い寝を行い、信頼関係を構築している。職員は、病院同行支援を病院デートといい、子どもの要望による他市での習い事の送迎にも、個別のかかわりの時間としてとらえ、重要視している。 ■改善課題 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で柔軟なものとなるようにしているが、子どもが各ホームで異なる決まりに不満を持たないように子どもが安心してすごせる対応が望まれる。	

評価項目					評価結果
54	A⑨ ③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。				b
	着眼点	☐	1	快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	
		☐	2	子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
		☐	3	子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	
		☐	4	子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	
		☐	5	つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	
	コメント		■取組状況 本体ホームでは、子どもや職員の困りごとを話し合い、生活や行事の進め方を解決している。地域小規模では、子どもからの要望に応じて個別に対応し、トラブルは子ども同士で解決できるよう支援している。個別ルールに基づき、子どもの要望に応じてゲーム機の個人管理をすることについて、職員会議で話し合い「生活ルールを守るや部活を続ける」などの約束ごとを条件に管理を許可している。問題行動がある子どもにはカウンセリングを継続し、努力を称賛することで子どもとの信頼関係を築き、問題行動を抑えた成功例がある。 ■改善課題 快適な生活に向けての取組や自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるような環境づくりについてさらなる職員の関わりが望まれる。		
55	A⑩ ④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。				b
	着眼点	☐	1	施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
		☐	2	日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	
		☐	3	幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	
		☐	4	学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	
		☐	5	子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	
		☐	6	幼稚園等に通わせている。	
		☐	7	子どもの学びや遊びを保障するための資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	
コメント		■取組状況 施設内には運動場や多数の遊具が整備され、子どもたちは体を十分に動かして遊ぶことができる。また、絵本や図鑑、ゲーム機、パソコンなどを用意し、子どもの発達段階や興味に応じた学習や遊びの環境が整えられている。子どもの要望に応じて、個別予算内で運動に必要な体力作りに向けおやつを豆乳やプロテインに変更して地域のスポーツ活動や学習塾への支援を行い、子どもの選択肢を広げている。休日のショッピングや緊急案件への対応も、子どもと共に計画し、丁寧に説明して実施している。放課後児童デイを活用し、施設外での学びや支援も受けられるよう配慮している。 ■改善課題 子どもが自ら環境になじむことで発達課題をクリアできるような環境づくりへの配慮が望まれる。			

評 価 項 目					評価結果
56	A⑪	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。			b
	着眼点	○	1	子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	
		○	2	子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくようにしている。	
		○	3	地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	
		○	4	発達の状況に応じ、身体 の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	
		○	5	発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	
	コメント		■取組状況 入園時に児童用リーフレットを活用して、日課表や生活習慣に関するルールを周知し、個人で身に付けるべき習慣について説明している。各ホームでは、挨拶や食事の準備、掃除、衣替え、自己管理など家庭生活の基本的な習慣を子どもに教えており、部屋の配置や室内装飾は子ども同士で話し合い決めている。携帯電話やアルバイト、ゲーム機の個人所有に関するルールも周知し、インターネットやSNSの使用については、子どもと共にルールを決め、専門業者による定期的な講座で知識を深めている。 ■改善課題 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を明文化し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくことが望まれる。		
A－２－（２） 食生活					
57	A⑫	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。			b
	着眼点	○	1	楽しい雰囲気 で食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
		○	2	食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	
		○	3	食事場所は明るく楽しい雰囲気 で、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
		○	4	定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	
		○	5	基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	
	コメント		■取組状況 食事提供は、小学生や中学生等の年齢や生活スタイルに配慮し、部活動やアルバイトの帰宅時間に合わせて行っている。温かい食事は適切に温め、冷たいものは冷たく提供し、季節や行事に合わせたメニューを取り入れることで、コミュニケーションの促進にもつながっている。栄養士による嗜好調査やリクエストへの対応、食材の調整を行い、病気やアレルギー対応も適切に実施している。さらに、調理員は高校生の自立支援のため、弁当作りをサポートしている。 ■改善課題 食事の時間は、栄養摂取や団らんの場として、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場として重要であり、和やかな雰囲気が求められる。子どもアンケートの結果、食事時間は楽しみですかの質問に対して「どちらともいえない」が4割となってる。子どもと職員が共にメニューを作り、買い物、調理、盛りつけ、片付けなどを行い、食習慣の確立を目指すことが望まれる。		

評 価 項 目					評価結果
A－2－（3） 衣生活					
58	A⑬	① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。			b
	着眼点	☐ 1	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。		
		☐ 2	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。		
		☐ 3	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。		
		☐ 4	洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。		
		☐ 5	衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。		
	☐ 6	発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けている。			
コメント		■取組状況 幼児・小学生は職員が毎日衣類の洗濯や乾燥を行い、清潔を保ち、季節ごとの衣替えも実施している。中・高生は自分で洗濯を行い、好みに合わせた柔軟剤を使用する子もいる。面会や外出時にTPOに合わせた服装ができるよう、必要に応じて職員と共に衣服の買い物に出かけている。各自の収納スペースも確保され、衣類の補修やアイロンがけなども児童支援員が指導している。自己表現を尊重し、衣服選びでは職員がアドバイスをを行い、子ども自身が選んで購入している。 ■改善課題 衣服を購入できる店舗が限られており、好みの服がどの店舗でも購入できるよう、購入方法の検討が望まれる。			
A－2－（4） 住生活					
59	A⑭	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。			b
	着眼点	☐ 1	子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。		
		☐ 2	小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。		
		☐ 3	中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。		
		☐ 4	身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。		
		☐ 5	食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。		
		☐ 6	設備や家具什器について、汚れたり、壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。		
☐ 7	発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。				
コメント		■取組状況 園は全面改築から24年目で、施設は清潔に保たれており、幼児や低年齢児には畳部屋、中高生には個別の部屋が提供されている。中庭には植物が育成され、園内には安全に遊べる場所として体育館やグラウンド、公園が整備されている。地域小規模では、子どもが金魚を飼育し、個人所有の歯磨き用具やタオルを使用するなど衛生面にも配慮されている。共有スペースの清掃や整理整頓が行き届いており、職員による年末の大掃除も実施されている。 ■改善課題 居室のプライバシー保護については、地域小規模については、カーテン等の仕切りの検討や、共有スペースの壁が壊され穴が開いたまま放置されている箇所があるため、破損個所の速やかな修繕が望まれる。			

評 価 項 目						評価結果
A－2－（5）健康と安全						
60	A⑮	① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。				a
	着眼点	☐	1	子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。		
		☐	2	健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。		
		☐	3	受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。		
		☐	4	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。		
	コメント		■取組状況 子ども一人ひとりの心身の健康管理は、学校定期健診と主治医による健康診断を年2回実施し、嘱託医がインフルエンザ予防接種や体調不良時の相談を担当している。慢性疾患や精神科の通院支援は嘱託医と連携し、急変時は職員間で協力して対応している。服薬管理は職員が行い、病院受診情報は共有され、治療や服薬の必要性について医療機関と連携して説明している。精神科医のスーパーバイズも毎月実施され、職員は発達障害やアレルギーに関する研修を受けている。			
A－2－（6）性に関する教育						
61	A⑯	① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。				b
	着眼点	☐	1	他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。		
		☐	2	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。		
		☐	3	性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。		
		☐	4	必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員や子どもに対して実施している。		
	コメント		■取組状況 職員は日々の生活で「自分にされて嫌なことは他人にしない」「気持ちや思いを言葉で伝える」ことを教えており、性教育に関しては、CAPワークショップや性教育・いのちの教室を通じて学ぶ機会を提供している。低年齢児には絵本やイラストを使い、プライベートゾーンや境界線について学んでいる。心理士はアンケートを実施し、子どもたちの疑問に応じたプログラムを組み、避妊や性的合意についての勉強会を実施し、中学生男子会では、性教育を養護課長が行い、具体的な性に関する話を行っている。 ■改善課題 集団生活において、児童間性暴力の加害・被害関係が起こることのないよう、他者の性を尊重する心を育み、正しい知識、関心が持てるよう、年齢・発達の状況に応じたカリキュラムの整備が望まれる。			

評 価 項 目					評価 結果
A－2－（7） 行動上の問題、及び問題状況への対応					
62	A⑰	① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。			b
	着眼点	☐	1	施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	
		☐	2	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	
		☐	3	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ、無力感等への配慮も行っている。	
		☐	4	くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけて出そうと努力している。	
	コメント	■取組状況 暴力や不適応行動を示す子どもに対して、「愛隣園プロトコル」に基づき、適切な声かけやリスクアセスメント、加害児童への対応を実施している。心理士は、一対一での話し合いを通じて自傷行為を止めたい子どもを支援し、職員の暴力被害については心のケアを行い、バーンアウト防止に努めている。繰り返し問題行動が発生する場合は、児童相談所や専門機関、警察と連携し、改善策を模索している。 ■改善課題 子どもの行動上の問題が起きた場合や不適切な行動を問題として暴力を受けた職員がいた場合、その都度、問題の要因を十分に分析して、人格を否定しない事や職員の離職防止のための環境要因に配慮し、さらなる再発防止のため施設全体で立て直す策の検討が望まれる。			
63	A⑱	② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。			b
	着眼点	☐	1	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	
		☐	2	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	
		☐	3	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	
		☐	4	大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	
		☐	5	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	
		☐	6	子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	
	コメント	■取組状況 子ども間の暴力、いじめ、差別を防止するため、死角のない見守りを実施し、入所時に年齢や発達障害に配慮した生活グループを編成している。課題のある子どもや新入所児には、関係機関と連携し、心理士を中心に自立支援計画を策定。暴力やいじめが発生した場合、施設長と専門職が連携し支援を行い、解決が困難な場合は外部機関の協力を得て対応している。性的問題行動については、「愛隣園プロトコル」を基に適切な対応を実施している。 ■改善課題 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で、更なる取り組みが望まれる。			

評 価 項 目					評価結果
A－２－（８） 心理的ケア					
64	A⑱	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。			b
着 眼 点	○	1	心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。		
	○	2	施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。		
	○	3	心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。		
	○	4	職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。		
	○	5	心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。		
	○	6	児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。		
コメント		■取組状況 心理的ケアが必要とする小中学生は、週 1 回1時間、高校生は月 2 回の心理士による心理療法や生活場面面接を自立支援計画に基づき支援を行っている。職員は心理士による勉強会や外部研修を受け、連携して支援を行っている。支援は心理士、個別対応職員、こころサポート事業職員が分担し、必要に応じて児童相談所や嘱託医のスーパービジョンを受けている。面接室は整備され、保護者には定期的に子どもの状況を説明し、必要に応じて助言・援助を行っている。 ■改善課題 心理的ケアが必要な子どもに対して更なる支援が望まれる。			
A－２－（９） 学習・進学支援、進路支援等					
65	A⑳	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。			a
着 眼 点	○	1	静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に添えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。		
	○	2	学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。		
	○	3	学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。		
	○	4	忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。		
	○	5	障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。		
コメント		■取組状況 学習環境は、個別の学習机や図書室、医務室、食堂などで提供され、子どもが落ち着いて勉強できるスペースを整備している。学習習慣を身につけるため、小学生以下は職員と一緒に宿題に取り組み、無料塾や地域の学習塾を利用する子どももいる。基礎学力の向上には、日常生活での褒めることを通じて自己肯定感を高め、忘れ物には職員が積極的に対応している。特別な支援が必要な子どもには、適切な学習環境を提供し、放課後等デイサービスや特別支援学校への通学をすすめる等、子どもに合った学習環境を活用し学習支援をしている。			

評 価 項 目					評価 結果
66	A㉑	② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。			a
着 眼 点	☐	1	進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。		
	☐	2	進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し、支援をしている。		
	☐	3	就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。		
	☐	4	進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。		
	☐	5	学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。		
	☐	6	高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。		
	☐	7	高校を卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。		
コメント		■取組状況 進路選択において、子どもの希望を尊重し、適性検査や情報収集を通じて、時間をかけて何度も話し合っている。進路決定に際しては、親や学校、児童相談所と連携し、自立支援計画に基づいて支援を行っている。高校進学や大学・専門学校進学の支援として、学習塾の活用や園の後援会や給付型奨学金、貸付事業などの情報提供し支援している。就職希望者には「職親」開拓や就労体験を支援している。進路決定後は、アフターケア相談室や自立支援員と連携しフォローアップを実施している。通信制高校や再就職希望者への支援も行い、必要に応じて措置延長を行っている。			
67	A㉒	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。			b
着 眼 点	☐	1	実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。		
	☐	2	実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。		
	☐	3	実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。		
	☐	4	職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。		
	☐	5	アルバイトや各種の資格取得を積極的に奨励している。		
公表用コメント		■取組状況 職場実習や職場体験は学校で実施されるが、適応に問題がある場合は、施設が地域の美容室や自動車整備工場を紹介したことがある。また、地域の商工会と連携し、大綱引きの準備やヒーロー役をアルバイトでお願いしている。アルバイトが難しい子どもには、近隣のパン屋で就労体験を提供している。アルバイトの取扱規程を整備し、進学や就職準備、運転免許取得を支援しつつ、社会体験学習として活用している。バイト料の管理として、銀行等に預けて自己管理となっているが、子どもからの依頼があれば職員管理もしている。バイト料から小遣いとして、月額上限1万円としている。スマホの支払いにバイト代で賄うことをルールにすることで、バイトを奨励している。各種資格取得等については、学校での推奨で小型農機具等免許取得や、中学校でも英検や漢検を推奨し何度も挑戦する子どももいる。各種資格取得も学校で推奨され、子どもが挑戦している。 ■改善課題 子どもに対して、社会に出てからの働くことの意義やルール、自分の行為に対する責任について等話し合いの中で説明し周知することが望まれる。			

評 価 項 目					評価結果
A－2－（１０） 施設と家族との信頼関係づくり					
68	A②③	① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。			a
	着 眼 点	○	1	施設の相談窓口、及び支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	
		○	2	家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
		○	3	面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	
		○	4	外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	
		○	5	子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	
	公表用コメント		■取組状況 施設は保護者に対し、園リーフレットを使用し園の概要を分かりやすく説明し、信頼関係の構築に努めている。家庭支援専門相談員は、親に寄り添い根気強く支援し、電話相談や子どもが在校時に来所してもらい、面談を行っている。ホーム担当職員等で情報を共有し家族関係調整に取り組んでいる。児童相談所等と連携し、面会や外出、一時帰宅などを取り入れた自立支援計画書を作成し、職員間で情報共有し子どもと家族の継続的な関係づくりに取り組んでいる。楽しみにしていた親との面会が当日キャンセルになった場合には、子どもの気持ちの切り替えをサポートしている。外出や一時帰宅後の子どもの様子を観察し、振り返りを行い子どもの思いや意見を聞き取っている。また、家族との関わりを大切にし、学校行事や園主催行事の情報を提供し、参加協力を得ている。		
A－2－（１１） 親子関係の再構築支援					
69	A②④	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。			a
	着 眼 点	○	1	家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ、施設全体で共有されている。	
		○	2	面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
		○	3	児童相談所等の関係機関と密接に協議し、連携を図って家族支援の取組を行っている。	
公表用コメント		■取組状況 親子関係の再構築に向けて、家庭支援専門相談員を中心に職員間で調整を行い、児童相談所と協議の上で家庭復帰に取り組んでいる。家庭復帰の検討にあたり、家庭支援専門相談員は家庭訪問を実施し、子どもの一時帰宅を通じて家族との関係修復を支援している。外泊時には家族への具体的な要望（叱らず褒める、会話を増やす、送迎時間の遵守など）を伝え、児童相談所からはペアレントトレーニングの紹介も行われている。児童相談所と地域の家庭児童相談員と密に連携し、親の養護下で生活できるようサポートしている。			